

こ 成 保 第 46 号
令和 8 年 1 月 29 日

各
〔 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 〕 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令について

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 1 号）については、本日公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

その主たる内容、留意事項等は下記のとおりであるので、その趣旨を十分理解の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その施行に万全を期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の円滑な実施を図るため、乳児等通園支援事業を利用する児童の数（以下「利用児童数」という。）が当該乳児等通園支援事業に係る利用定員の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として一時預かり事業（同条第 7 項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。）を実施することを可能とするものであること。

第 2 改正の内容

- 1 利用児童数が利用定員の総数に満たない場合に一時預かり事業を実施できる事業所に、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）第 20 条第 2 項に規定する一般型乳児等通園支援事業（以下「一般型乳児等通園支援事業」という。）を行う事業所を加え、当該事業所が一時預かり事業を行うときは、同令の規定（一般型乳児等通園支援事業に係る部分に限る。）に準じ、事業を実施することとすること。
- 2 その他所要の改正を行うとともに所要の経過措置を設けること。

第3 留意事項

乳児等通園支援事業については、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（令和7年2月12日付けこども家庭庁成育局長通知）の第1において、「乳児等通園支援事業は、・・・こども基本法（令和4年法律第77号）に規定された基本理念を踏まえ、保育所等に通っていないこどもも含め、全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するもの」である一方、一時預かり事業については、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業であり、両事業は趣旨が相互に異なるものであることに留意すること。

第4 その他

改政府令の施行に伴い、今後、「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日付け文部科学省初等中等教育局長及びこども家庭庁成育局長連名通知）等について所要の改正を予定していること。